

# Rotary



定款変更と  
規定審議会について

2023.4.7

# ロータリークラブ定款



ロータリークラブ定款は、ロータリークラブの組織や運営に関する規則書です。定款にはロータリークラブの目的や原則、役員任命や選挙、会員の資格や責任、会費や予算の管理、会の規則や手続き、クラブの解散や再編成など様々な規定が含まれています。

# 標準ロータリークラブ定款



奉仕の第三部門である社会奉仕は、**地域社会における積極的平和を目指すことにより**、（今回追加）クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。

# 規定審議会とは



- \* 国際ロータリー（R I）の立法機関（国会に相当）
- \* 組織規定を改正する権限を有する
- \* 三年に一度、開催される
- \* 時期は、4月から6月の間に最近は4月に開催されることが多い
- \* 開催場所は、R I 世界本部の近隣地域

# 規定審議会開催



\* 審議会の2年前のロータリー年度に、  
各地区内のクラブは、代表するロータリアンを1名選ぶ



2025年代表議員は、2022－23年度に選ぶ

\* 代表議員が投票権を有する

# 資格は？



- \* R I 役員（ガバナー）として全期務めた人
  - \* 代表する地区内のロータリークラブの会員
  - \* 代表議員の資格要件と責任をはっきりと理解していること
  - \* この責任を引き受け、それを履行するための資格要件、意思、能力を備えていること
  - \* 会期全体を通じて出席すること
- 以上を事務総長に誓約、書面を提出

# 責務



- 1) クラブが審議会に立法案を提出する場合、その作成を援助すること
- 2) 地区大会またはそのほかの地区会合で、立法案を討議すること
- 3) 地区内のロータリアンの多様な意向をよく理解すること
- 4) 審議会に提出された立法案のすべてに批判的な検討を加え、立法案に対する見解を的確に審議会に伝えること

## 責務2



- 5) R I の公正な立法党務者として行動すること
- 6) 審議会に、会期の全部を通じて出席すること
- 7) 地区内のロータリアンの多様な意向をよく理解すること
- 8) 地区内クラブが今後の規定審議会へ提出する立法案を作成するのを援助するために、いつでも地区内クラブの相談にのること



# 投票権を有しない議員



- \* 議長・副議長
- \* R I 定款細則委員会
- \* R I 会長・会長エレクト・R I 理事会のメンバー、R 財団委員会の選んだ管理委員・元 R I 会長
- \* 事務総長
- \* 可否同数の場合だけ議長が投票する

## 制定案

制定案 R I 定款細則または標準ロータリー定款を改正する立法案のこと

請願書

## 決議案

決議案 組織規定を改正しないで審議会が決定すること

特定の事柄に対する決定を要請すること

# クラブによる提案



- 1) クラブ理事会から会員に提出され、正式に採択されたもの
- 2) 採択を証明するクラブ会長と幹事の署名入りの書簡として地区に送付されたもの
- 3) 地区大会等において地区内クラブに承認されたもの
- 4) 地区におけるクラブからの提案は 5 件

# クラブで



日ごろ疑問に思っていることこうしたらもっと良いのに  
ロータリーのルールや考え方について採択の有無にかか  
わらず自由に意見を発言できる場が規定審議会

# 決定された立法案は？



最終的にRIから通知された後に、7月1日から実施することになる  
しかし世界のクラブから反対投票が有効投票の5%に達した場合、  
一時保留される。

35,000ロータリークラブがあると1,750クラブが反対だと保留または廃案



ご清聴ありがとうございました！